令和８年度

◆いじめ対応の基本的な流れ　さ 最悪の事態を想定して　し 慎重に　す 素早く　せ 誠意をもって　そ 組織を挙げて　対応する

担任等の対応

発見（把握）

日常観察をして発見する（小さなサインを見逃さない）

- 個人レベル：□服装　□顔色、元気さ　□体の不調　□一人の行動　□過度の笑顔
- 学級レベル：□悪口　□冷やかす　□かげ口　□無視　□はやしたてる　□物がなくなる　□集団から孤立　□閉鎖的な小集団
- 学校レベル：□他教員、養護教諭の情報　□日記・生活ノート

・アンケート Q-U（年２回・３年生以上）、いじめに関するアンケート（毎学期・全学年児童と保護者）の実施
・教育相談の実施（１１月教育相談週間・適宜）

・本人からの申し出
・他児童生徒からの情報
・保護者からの訴え、地域からの情報

対応（状況確認・事実確認）

管理職、生徒指導主任に事実、結果を報告する

管理職の指示を受け、事実確認をする（いじめ対策委員会）

担任が全員と面談
複数で分担して個別面談
記録

記録・観察継続

いじめ認知

※　いじめの定義に基づき、いじめを受けたこどもの立場に立って判断する。

※　重大事態についても、基本的な流れに沿って速やかに対応する。

いじめの定義　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

重大事態

① いじめにより当該学校に在籍するこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍するこどもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第 28 条）

ポイント・留意点

- ●小さな危機を見逃さない
- ●いじめを見て見ぬふり対応をしない
- ●こどもや保護者からの訴えを真摯に傾聴
- ●担任一人で抱え込まない（報告・連絡・相談）
- ●いじめられているこどもの立場に立った親身な対応
- ●「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」決意とメッセージを伝える
- ●訴え、申し出があったその日に行動
- ●学校の問題として捉え組織を挙げて対応
- ●管理職の強いリーダーシップ
- ●速やかに市教委へ連絡
- ●アンケート Q-U を有効に活用（早期発見）
- ●教育相談や個人面談を有効活用

■面談の基本スタンス
「傾聴」、「共感的理解」、「適応へのサポート」

■被害者への基本スタンス
・先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判はしない
・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ
・保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する
・話はその子との関係が良好な教師が対応する方が望ましい

■把握したい事実関係
①いつ頃からか、②誰がどんな行為をしたか、③そのときどう感じたか、④今どう思っているか、⑤周りのこどもたちの様子はどうか
※事実関係の把握のみに固執し事情聴取にならないよう配慮

■加害者への基本スタンス
・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聴く（理詰めで追い詰めることは避ける）
・気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせよい方向に導く

学校の対応

1　いじめ情報キャッチ

・本人の訴え
・サインの発見
・こどもからの情報
・保護者からの報告

2　報　告

3　事実関係の把握
情報収集

4　チームによる
支援・指導

１日目に対応

発　見　者 → 報告 → いじめ対策委員会 → 指示 → 担任（些細なトラブルは即指導）

いじめ認知 → 報告 → 市教委 → 指導

保護者への連絡

全職員（共通理解）

市教委との連携

３日目までに対応

いじめ対策委員会による
本格的な支援・指導

事実関係の把握　聞き取り

指導・支援の展開　指導・支援

いじめの４層構造

- いじめられている子（被害者）
- いじめている子（加害者）
- 周りではやしたてる子（観衆〈是認〉）
- 見て見ぬふりをする子（傍観者〈黙認〉）

学校・学級全体の問題として対応

いじめられた子の保護者　いじめた子の保護者

再発防止に向けた取組

緊急保護者会の開催　PTA 役員との連携
地域との連携　警察等関係機関との連携